



長野県報

2月4日(月)
平成25年
(2013年)
第2442号

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課土地対策室）	2
保安林の指定施業要件を変更する通知の掲示（2件）（森林づくり推進課）	3
公共測量の実施（建設政策課）	3
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	3
建築基準法に基づく都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限の策定（建築指導課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）	4
一般競争入札（税務課）	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（経営支援課）	6
都市計画区域の変更（都市計画課）	7
特定調達契約に係る落札者の決定（生活排水課）	9
特定調達契約に係る落札者の決定（生活排水課）	9
一般競争入札（9件）（特別支援教育課）	9

**長野県告示第45号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成25年2月4日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

千曲市

2 事業の種類

千曲市第1学校給食センター建設事業

3 起業地**(1) 収用の部分**

千曲市大字稻荷山字王地地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由**(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）**

千曲市第1学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である千曲市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

(7) 現状及び問題点

千曲市は、現千曲市第1学校給食センター（以下「現センター」という。）及び千曲市第2学校給食センターの2箇所の学校給食センターにより、学校給食の提供を行い、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条各号の達成に努めている。

現センターは、建設から41年が経過し、施設及び設備の老朽化が著しいうえ、空調管理、排水等衛生面での様々な問題を抱えており、学校給食衛生管理基準を満たすことが困難な状況で、現在、次のような問題が生じている。

- ア レルギー対応食を調理する専用の調理室がなく、きめ細かな対応が困難である。
- イ 調理場内の床が濡れて湿った状態で調理作業を行う構造のため、衛生管理の徹底が困難である。
- ウ 調理場が汚染作業区域と非汚染作業区域に部屋単位で区分されておらず、二次汚染が危惧される。
- エ 調理室の空調設備は換気設備のみであるため、夏場は室温が摂氏30度以上となる。また、窓の開閉により湿度を80パーセント以下に保っているが、細菌の増殖や衛生害虫の侵入が危惧される。
- オ 調理方法や食材の種類に見合った数の調理機器がなく、同一の釜等で数種類の調理を行わなければならぬため、調理後2時間以内の給食に苦慮している。

また、現センターは、敷地が狭いであるため、同一敷地内に仮設施設を建設し、給食を提供しながら現在地での建替えを行うことは不可能であることから、新たに用地を取

得し建設する必要がある。

(イ) 本件事業の施行による効果

本件事業は、現センターを移転新築するものであり、本件事業の施行により、次のような効果が期待されると認められる。

- ア アレルギー対応食調理室を整備することにより、アレルギー対応食の安全で確実な調理を行うことができる。
- イ 床が乾いた状態で作業できるドライシステムを導入した施設の建設により、衛生管理を徹底することができる。
- ウ 調理場を汚染作業区域と非汚染作業区域に部屋単位で区分することにより、二次汚染が防止できる。
- エ 調理室の空調設備を整備することにより、細菌の増殖や衛生害虫の侵入を防止することができる。
- オ 調理機器の増設により、調理後2時間以内での給食を遵守することができる。

また、起業地に建設することにより、給食を停止することなく、提供することができる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地の東側は民家に隣接しているが、騒音に配慮し、防音フェンスを施すとともに、緩衝帯として緑地を設けることから、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ない認められる。

ウ 比較衡量

アの(イ)で述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）**ア 本件事業を早期に施行する必要性**

(3)のアの(イ)で述べたとおり、安全安心な学校給食の提供には、安全で衛生的かつ効率的な設備機器を導入した学校給食センターが早期に建設され、その効果が得られることが望ましい。

また、本件事業は、千曲市総合計画後期基本計画（平成24年度から平成28年度まで）において、実施事業として位置付けられていることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、学校給食センターの建設、駐車場、場内通路及び緑地等の整備のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

千曲市役所戸倉庁舎 千曲市教育委員会教育総務課

企画課土地対策室

長野県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の保安林に係る指定施業要件の変更について、当該保安林の所在地の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成25年2月4日

長野県知事 阿部守一

保安林の指定施業要件の変更についての通知の内容

(要旨)

- 1 土砂の流出の防備のため指定した保安林において定めた指定施業要件が変更されたこと。
- 2 変更後の指定施業要件については、平成25年1月4日付農林水産省告示第9号のとおりであること。

保安林の指定施業要件の変更に関する保安林の所在場所	所在の不分明な森林所有者等の氏名
下伊那郡阿南町字北條84の95	松澤 嘉市

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の保安林に係る指定施業要件の変更について、当該保安林の所在地の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成25年2月4日

長野県知事 阿部守一

保安林の指定施業要件の変更についての通知の内容

(要旨)

- 1 土砂の流出の防備のため指定した保安林において定めた指定施業要件が変更されたこと。
- 2 変更後の指定施業要件については、平成25年1月4日付農林水産省告示第19号のとおりであること。

保安林の指定施業要件の変更に関する保安林の所在場所	所在の不分明な森林所有者等の氏名
下伊那郡泰阜村8749の1	秦 芳雄

森林づくり推進課

建設政策課

長野県告示第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成25年2月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称

飯山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域

飯山都市計画区域

- 3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び飯山市役所

都市計画課

長野県告示第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号のニ及び別表第3の5の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限を次のとおり定めます。

平成25年2月4日

長野県知事 阿部守一

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値(容積率)	法第53条第1項第6号の規定により定める数値(建ぺい率)	法第56条第1項第2号のニの規定により定める数値(建築物の各部分の高さ)	法別表第3の5の項の規定により定める数値(建築物の各部分の高さ)
新たに飯山都市計画区域に含まれる用途地域の指定のない区域	飯山市大字静間及び大字蓮のうち次の図に示す区域	10分の20	10分の7	1.25
	その他の区域	10分の20	10分の6	1.25
(備考) 「次の図」は省略し、その図面を長野県建設部建築指導課、長野県北信地方事務所建築課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供します。				

建築指導課

長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年2月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月4日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上飯田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市座光寺3624番の13地先から 飯田市座光寺3531番地先まで	旧	m 8.3～9.4	km 0.1650
同上	新	m 8.3～9.4	km 0.1650
飯田市座光寺3624番の13地先から 飯田市座光寺3571番の4地先まで		m 1.5	km 0.1291

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年2月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月4日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 1 路線名 上飯田線
- 2 供用を開始する区間
飯田市座光寺3624番の13地先から
飯田市座光寺3571番の4地先まで

3 供用を開始する期日 平成25年2月4日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年2月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人田切ネットワーク
- 3 代表者の氏名
宮地 敦
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字島内3757番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、アニメに登場する場所を巡る、いわゆる「聖地巡礼」と呼ばれる「コンテンツ・ツーリズム」が生み出す可能性に関して調査研究および各種企画の実施ならびに清掃奉仕活動を行い、環境にやさしいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。